

# 市民と市長の対話集会

第78回

タウンミーティング記録集



平成26年4月19日(土曜日)

会場 市民センター

時間 午前10時～正午

東村山市

## ○開催内容

平成26年4月19日（土）午前10時、市民センターにおきまして「タウンミーティング」を開催しました。37名の方にご参加いただき、ご意見をうかがいました。

## ●会場アンケート結果（住所地・年齢・性別について）

アンケート用紙は会場入り口で配付し、うち20枚を回収しました。

### ・アンケート回答者の住所地

本町	2人
恩多町	4人
その他市内	11人
市外	3人
合計	20人

### ・年齢

20代以下	0人
30代	1人
40代	3人
50代	5人
60代	5人
70代	4人
80代以上	1人
未記入	1人
合計	20人

### ・性別

男性	9人
女性	11人
合計	20人

## ○開催情報

●対象 市民の方（在勤・在学の方含む）

●申込み 申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

（手話通訳・要約筆記が必要な方は、開催日の1週間前までに

FAXまたは電話またはEメールにてご連絡ください）

連絡先：東村山市役所 市民協働課 電話/(393)5111 fax/(393)6846

Eメール/kyodo@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

開催日	会場	時間
平成26年6月26日（木）	市役所北庁舎	午前10時～正午
平成26年7月26日（土）	栄町ふれあいセンター	午後2時～4時

※6月のタウンミーティングは、小中学生のお子さんをもつ保護者の方を対象に開催いたします。

# タウンミーティング記録（概要）

会場での発言内容は発言要旨を記録し、個人名は伏せさせていただきました。

## 【市長あいさつ】

皆さん、おはようございます。東村山市長の渡部尚でございます。

常日頃、市政運営に際しまして市民の皆様には特段のご理解とご協力をいただいておりますことにこの場をお借りいたしまして厚く御礼・感謝申し上げます。

今回で78回目になります市民の皆様と私の対話集会ですが、月1回、市内各町を回らせていただいております。市民の皆さんから率直に忌憚のない様々なご意見・ご要望を直接聞かせていただく場として継続させていただきます。私が市長に就任させていただいて丸7年が経過するのですが、その間、様々な地域課題や市政全体に対してのご意見をいただき、市長としての日頃の市政運営の参考に大変役立たせていただけてきました。この会で直接いただいたご意見の約7割弱はなんらかのかたちで対応させていただいたり予算措置をして実現させていただいたものもございます。残り3割ちょっとについては予算の関係や法令の関係でなかなか実現できていない部分もございますが、ぜひ忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思いますと考えておりますので、今日はよろしくお願ひしたいと思います。

平成26年度がスタートしまして今日は初めてのタウンミーティングであります。今年は市制が施行してちょうど50周年という節目になっております。今年10月26日にはスポーツセンター、それからスポーツセンターの前のさくら通りの一部を会場に、記念式典・記念イベント等を予定しております。あらためて市報等でご案内させていただき予定でございますが、ぜひ多くの市民の皆様にご参加いただければありがたいかと考えているところでございます。

市制施行に併せてというわけではありませんが、ますます進行する少子高齢化それから地方分権社会の中で、これからのまちづくりはもちろん行政がこれまで以上にがんばらなければならないわけですが、やはり市民の皆さん、あるいは議会の議員の皆さんと、みんなでこのまちをよくしていくという思いを共有しながらそれぞれの役割・責任を果たしていくということがこれから重要だろうということで、議会では『東村山市議会基本条例』が昨年12月議会で可決されまして4月1日から施行されております。併せて行政側のほうではこれまで仮称で『自治基本条例』と申していましたが、『東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例』を12月議会でご可決いただきまして、4月1日に施行させていただいております。条例の趣旨については今、申し上げたような内容なのですが、その中でも市民の皆さんとの情報共有あるいは問題意識の共有ということが重要なファクターになっております。それから市が政策をつくり決定していく様々な局面でできるだけ多くの市民の皆さんにご参加いただけてご意見をいただくということを重視してございまして、その上で決定した政策・施策については市民の皆さんと一緒に進めていく協働ということを謳わせていただいております。情報共有と市民参加そして市民協働がこの『みんなで進めるまちづくり基本条例』の3本の柱というか3原則ということになっております。そういう意味ではこのタウンミーティングは市民の皆さんと情報を共有する場あるいは問題意識を共有するのに必要な場であるとともに、皆さんの声を直接、私にぶつけていただけて、最終的にどういうかたちになるかは明確ではないかもしれませんが、私どもと

してはなんらかのかたちで市政に反映させるという意味では市民の皆さんの貴重な参加の場というふうに位置付けているところでございます。今年度スタートした26年度の市政運営の中で今日いただいたご意見を極力、反映できるように私どもとしても努力していきたいなと思っております。

市制施行50周年ということで振り返ってみますと、東村山が町から市になったのが1964年、昭和39年の東京でオリンピックが行われた年でございまして、のどかな農村が東京の近郊住宅地として急速に発展して人口がどんどん増えている時でありました。当時の人口は約6万6000人、現在は約15万2000人ということでございますが、これから日本も東村山市も伸びていく時期にあったと思っております。現在は一定の基盤整備も済んだり、行政のサービスも当時と比べるとだいぶ整備されてきたかなと思っておりますが、世の中がかなり様変わりしまして、かつては高度経済成長期の真っ只中に市制が施行されたわけですけれども、現在は経済のほうも成熟化・グローバル化して右肩上がりの時代ではなくなっております。また、日本全体の人口についてもここ数年は減少ということで、残念ながら東村山市も平成23年7月をピークにやや人口が減少傾向にあります。また、人口構成もかつては若い方が多かったのですけれども、高齢化も進行して今、75歳以上の方が全体の11%ほどを占める状況に至っているというような状況がございまして、新たな課題も生まれているところであります。先ほど申し上げたように行政はもちろん今まで以上にがんばって参らなければなりません。ぜひ市民の皆さんにもいろいろなお知恵を出していただき、ご指導・ご協力をいただかないとなかなかいいまちはつくっていけないかなと考えている次第でございますので、市政に対しまして引続きのご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 【会場でのご意見】

～みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち～ について

### ◆ICT（情報通信技術）を活用した市政運営を

（恩多町 Kさん）

近年、国会等の国政レベルでもIT機器の持ち込みや公の場での運用という考え方が話題になっている。携帯電話の持ち込みが禁止されていた中、スマホの普及等による情報の確認や普及、コンピュータ化が進む中でペーパーの利用とか資源の枯渇問題等が話題になってきたが、IT機器の普及によってそういうものの節約効果は大手の先進企業ではっきりと表れていて無視できない。ただし、ITデバインドと言われるそれについていける人とついていけない人の差がある。私が言った専門用語がわかる人とわからない人で話に遅れてしまうという問題も踏まえて、市長の考える市政へのIT機器類の導入について、例えば今、メモを取ったり回している職員の皆さんが機器類を使うことでスムーズに情報が市長の手元に届いて正確な回答が素早く市民になされるというのを我々としては望みたい。市議会を見に行った時にそういうものを持ち込めるかということも東村山市はもちろんのこと、周辺自治体でも変わりつつある。議員の皆さん・議会の皆さんでまた微妙に違うと思うので、市長のご意見としてお聞かせ願いたい。

#### ◎ 市長回答 ◎

冒頭のご挨拶で申し上げさせていただきましたように、これからの市政は市民の皆さんといかに情報を共有していくかと言うことが大きな課題というか、まさに生命線だと言っても過言ではないと思っております。これまで市報が市から市民の皆様へ情報をお伝えする場合の最大のツールだったわけですが、限られた紙面で多くのことをお伝えするというので、文字が小さかったりわかりづらいということもありましたが、今年4月から紙面を見やすく改善しようということで予算も増やして、表紙と裏表紙は必ずカラーにして基本的には表面は縦書きで裏面は横書きでどちらからも表紙として見られるような形態の取組みをしています。

今日のICTが普及している世の中で、PCだけでなく携帯やスマートフォン等への情報提供というのは当たり前ようになってきております。先ほど申し上げた『東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例』でも「市の情報は基本的に市民のもの」という位置付けをさせていただいておりますので、情報についても極力ホームページにアップさせていただくように今、取組みをしているところでございます。市のホームページについてはこれまで情報政策課が担当していたのですが、市民の皆さんへお知らせするという観点から市報を取扱っている広報広聴課が4月から取扱いをするようになって、できるだけ紙とITで提供する情報の齟齬がないようなかたちにさせていただいております。

議会のほうも、現在は本会議それから委員会会議についてもインターネットで映像を中継するというような状況になってまいりまして、基本的には本会議や各種委員会についてはこれまでは会議録のみだったわけですが、インターネット等でその文書はもちろんのこと、その他、会議の映像についても情報提供するというようなかたちになってきています。ただ、議場や委員会へのIT機器の持ち込

みについては会議中に携帯電話が鳴ったり話したりして会議に集中できなくなる恐れがあるということから、まだ基本的には東村山市議会では認めておりません。紙ベースで資料を捲ってお答えするようなことがあるのですが、議会によってはインターネット端末の持ち込みを認めているところが出始めています、ネット上に蓄積された様々な情報を瞬時にインターネット端末で見ることが可能な時代になっておりますので、より充実した会議を行うためにIT機器を活用することは今後、当市でも十分想定されるし、議会は別としても庁内の内部的な会議ではそういうことを行っていく必要性を私も感じているところであります。

あと、最近の自治体の動きでは、スマートフォンを活用して様々なアプリを自治体で開発して提供するところが増えてきています。例えば文京区では子育て情報のアプリをインストールすると、今、居るところから一番近くの授乳できる場所がどこにあるのかという情報をすぐに見られたりというようなことをして、これは情報共有というよりも情報提供として率先して行っているところも出始めていますので、市としてもアプリの開発まですぐにできるかどうかは別としてもそういった手立てをこれから講じていく必要があると思っています。

特に災害時の情報提供の在り方というのは東日本大震災時もだいぶ苦労しまして、基本的には緊急事態については今、市内にあります防災行政無線で音声による情報提供をさせていただいていますが、震災時にも「音がハウリングして何を言っているのかよくわからない」とか「密閉している部屋の中だと聞こえない」と言われたりしました。防災行政無線については震災を踏まえてだけではないのですが、老朽化していた関係もあって、今、デジタル化を進めているところであります。それに併せてスピーカーの向きを変えたりすることで少しでもハウリングを軽減して音声レベルで聞き取りやすくする努力をしています。また、デジタル化することによって放送と同じ文章を登録いただいた携帯やスマートフォンあるいはパソコン等のメールに文字で情報提供できるような機能も付加されておりますので、今後そういったことに対応していく必要があるのかなと思っています。

ただ、聴覚障害者の方については文字で送れるので一定程度、対応ができるのですが、視覚障害者の方の対応だとか、そういったことをこれからどのようにクリアしていくかということが大事だなと思っています。

それと、ご指摘いただいたデジタルデバイドの問題というのはかなり深刻な問題でございまして、IT機器を使いこなしている方にとっては市がITを使い、いろいろなかたちで情報提供するということは非常にいい部分があるのですが、一方で携帯もパソコンもスマートフォンもお持ちでなかったり、使うのにあまり慣れていない方に対しての手立てを忘れてはならず、原始的ですが紙媒体であったり、音声でお伝えするというのも、これまで以上にきちんとやっていく必要があろうかと思っています。いずれにしても先ほどから申し上げているように市民の皆さんとの情報共有、特に災害時等の緊急事態にどう正確に、迅速に、情報をお伝えするかというのは市民の皆さんの命に係わる問題ですので、そこはこれからきちんと対応・整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

やらない人とやる人、できる人とできない人ではなく、その中間もいる。視覚障害者にとってはマイナス面が多くなってきている。パソコンもそうだが画面がタッチパネルになってきて、これをやりこなせる視覚障害者はまずいない。機械がついてきていないのに社会のほうが先に行きすぎる。だから私たちは劣等生。今までの携帯はボタン式だったので使いこなせたが、スマホのようにタッチパネルだと使いこなせない。私たちを逆に締め付けていくメーカーが多い。機械の方が遅れている。  
(萩山町 Tさん)

◎ 市長回答 ◎

まさにおっしゃるとおりだろうというふうに思います。自治体でどこまでどういうことができるかわかりませんが、視覚障害者の方にもきちんと使えるIT機器を製造・販売していただくようにメーカーのほうに市長会等を通じて働きかけるなり、あるいは私もいわゆるガラケーなのですがガラケーを存続していただいて、そこにもきちんと情報を届けられるようにして、障害の種別によって使える機械・使えない機械というのがあると思いますので、そこはまたそれぞれ障害のある方々に個別具体にお話を聞いた中で、市として取り組めるところは取り組んでいきたいなと考えます。

確かにタッチパネルだと平面でどこを押したらいいのかわからないですね。勉強になりました。ありがとうございます。

◎ 議会事務局より ◎

議場、委員会室へのIT機器の持込みと使用については、以前から要望もあり、議会としても課題のひとつと受け止めていました。今年度から傍聴者については、音声を発生させないなど、会議の妨げとならないことを条件に自由に行うことができるようになりました。一方、議員によるIT機器の持込み、使用については、現在、国会等でも検討されていますが、当市においても必要な設備の整備等も踏まえ検討していく必要があります。

◎ 広報広聴課より ◎

災害時等の緊急事態での情報伝達については、昨年「緊急情報トップページ」を構築しました。市が災害対策本部を設置した場合、通常のホームページから緊急情報トップページに切り替わり、災害情報やライフラインの状況などが確認できます。

市報の音声版については、図書館を通じて「東村山音訳の会」にお願いしています。一昨年より音声版市報はデイジー化に移行し、図書館でデイジー再生機器の貸し出しを含めた音声サービスを行っています。またデイジー化に伴い市報の音声記事データは市ホームページ上で聞くことができます。

点訳版市報は従来より点訳の市民サークル「虹の会」により、点字版市報として市内希望者に発行していただいています。

このように、音訳版、点訳版、そしてインデックス化や文字の大きさを改善したりリニューアルした紙媒体の市報を発行することで、デジタルデバイドの問題をフォローしています。

◆ 徳蔵寺近辺の前川の<sup>いっすい</sup>溢水対策について

(諏訪町 Mさん)

これからゲリラ豪雨の季節がくるが、前川の特に徳蔵寺橋近辺の河川整備は今後、具体的にどのような動きがあるかお聞かせ願いたい。

◎ 市長回答 ◎

前川の河川の課題についてはこの間Mさんから何度かご指摘いただいて、市としても取組みを進めてきたところでございます。一昨年度、徳蔵寺橋付近の河床の掘り下げをやらせていただいていたしまして、26年度は1020万円の予算で化成小の児童クラブの西側の河床の掘り下げを予定していたしまして、27年度についても1188万円の予算を計上していますが、具体的にどこをやるかというのは

手元に資料がないため明確にお答えすることができません。

前川については準用河川ということでなかなか抜本的な整備ができなくて申し訳なく思っています。市としてはできるところについてはこの間、河床の掘り下げ、特にボトルネックになっているところを進めたり、もう少し上流部分の野口町のシチズングラウンド付近の道路の下に大きな貯留槽を埋設して、いっぺんに雨水が川の中に流入しないような工事も行っていました。最近のゲリラ豪雨は毎時50ミリとか時には70ミリを超えることもありますので、前川については今後も状況を注視しながら皆さんの安全・安心に関わることでありますので、継続して計画的に治水対策を講じてまいりたいと考えております。

◎ 下水道課より ◎

平成27年度は、第二前川橋付近の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫及び河床の掘り下げを行います。

平成24～25年度は、第二前川橋付近の市道に貯留・浸透施設設置工事を実施し、およそ300m<sup>3</sup>の雨水の流出抑制を達成いたしました。

## ◆東村山市の福祉行政について

(廻田町 Nさん)

本町で障害者の自立支援を支える活動をしているNPOで働いている。今日は自立援助ホームのメンバーと一緒に参加した。ここにいるメンバーは普段は作業所や一般支援等で活動していて、お休みの時はホームに来て一緒に余暇を過ごしている。

東村山は福祉がとても充実しているまちと感じていて、それが全国からも注目されるいいポイントになるのではないかと。私は小中学生の子どもがいて、子どもに私の仕事のことを伝えたら少しずつ理解するようになってきたが、一般市民の方とこういう環境で暮らしている方たちとの温度差を感じている。それがないまちだったら境界線がなくて過ごしやすいまちになるのではないかと考えている。以前、タウンミーティングに参加した際に、東村山に東京都の土地がいくつかあるということで、そこに福祉関係の施設ができればいいな、と感じて話を聞いていた。

東村山市と他市の福祉行政に差があるのか勉強不足でまだわかっていないが、そういうものが充実しているまちであれば高齢者や障害者の境界線がなく、皆さんが過ごしやすいまちになると思うがいかがでしょうか。

◎ 市長回答 ◎

ありがとうございます。福祉行政、特に障害福祉の行政分野については、行政というよりも市内で皆さんのような方々に頑張ってもらっているおかげで、例えば通所の作業所等の施設が他市に比べても充実していて、恐らく周辺市に比べるとかなり多い部類ではないかと思えます。これは行政だけではなく主体になっておられるNPO法人はじめ、福祉団体の皆様のご努力の結果ではないかなというふうに思います。ただ、一方で障害者の移動支援事業等については率直に言って時間数、サービス量としては他市に比べて遅れを取っている部分もございまして、全部が全部、当市が優れているわけでもないし、全部が全部、当市が劣っているわけでもなくて、障害福祉行政については分野によって多少進んでいる部分と遅れをとっている部分がございます。これは東村山市の長い福祉行政の経過の中でだんだんこのようになってきたという部分がありますし、あと残念ながら東村山市の場合は元々、



財政力があまりよろしくないというか、市内を見渡していただいても大きな企業や工場がなくて、そういうものが多く立地している市に比べると、なかなか財政が豊かでないところが、どうしても施設面や生活されるうえで必要な道路面等に影響を及ぼしているかなというふうに思っています。ただ、お金は無いなりに市民の皆さんのご協力をいただきながらトータルとしては「住んでよかった」と思えるようなまちづくりをこれまでも進めてまいりましたし、今後もそういう観点でまちづくりを進めていきたいと考えています。

障害福祉の問題については法改正があったりして、施設については法内事業への移行等いくつか課題があります。それからお金がない中で移動支援等を含めた地域生活支援事業の充実をどう図っていくかということがこれからの当市の課題ではないかと。障害のある方、あるいはその支援をされている方々のお話を聞きながら、できることから一步一步進ませていただければというふうに考えているところでございます。

## ◆市職員の対応について

(萩山町 Aさん)

月2回発行の市報を楽しみにしていて、自分の好きなセミナー等に積極的に参加している。その中で、ある健康関係のセミナーに参加した時に『オメガ』という言葉聞いて意味がわからなかったので「オメガってどういう意味なんですか」と市の職員に質問したところ、「それは最近の言葉なのよね」と嫌な顔をされて、それ以上の回答は得られなかった。何なのかもやもやししながら他の機関の相談係に聞いたら「けっこう前からあった」ということでオメガについての詳しい取扱い方法なども質問してわかった。その時に市の職員で発言できないことがあれば後でもいいので答えてもらえたらよかった。

### ◎ 市長回答 ◎

市報を楽しみにお読みいただいているということで、ありがとうございます。

参加されたセミナーでわからない言葉が出てきて担当職員に聞いても要領を得なくて、別の専門家の方に聞いてようやく理解されたということだと思います。セミナーを開催しながら職員が明確なお答えができなかったということについては大変申し訳なく思います。私もお言葉を聞いてもということなのかよくわからないので、今後、市民の皆さん向けにそういうセミナー等を行う場合については専門用語やわかりにくい言葉についてはきちんと解説するというようなことを徹底したいと思います。市のほうもいろいろな冊子を出したり、市報等でも一般の言葉には馴染みにくい、わかりにくい行政用語等についてはできるだけ解説文をつける取組みをいたしているところでございますので、今後、もしそういうわかりづらい言葉があれば、それぞれの所管で行事を行う際にきちんと説明できるように進めさせていただきたいと考えました。大変申し訳ございませんでした。

### ◎ 健康課より ◎

まずは当市職員が不快な対応をいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

どのような健康関係の講座に参加されたのか分かりませんが、「オメガ」とは「オメガ脂肪酸」のことではないかと推察いたします。特にオメガ3脂肪酸であるARA（アラキドン酸）、DHA（ドコサヘキサエン酸）、EPA（エイコサペンタエン酸）は必須脂肪酸の代表で、子どもは知力が発達し、大人は

生活習慣病のリスクが下がり、高齢者は認知症の予防になるといわれています。栄養的な内容ですのでその場にいた者がわからなかった可能性もありますが、不快な対応であったことは間違いがございませんので、以後、職員の対応に十分気をつけるようにしていきたいと考えております。

## ◆特定秘密保護法等について

(本町 Kさん)

特定秘密保護法の新聞記事を見たが内容が少ししか書いておらず曖昧で、法案を犯した場合の罰則ばかりが書いてあり、具体的な内容が全然わからない。こういうのはやめていただきたい。今、全国100以上の地方議会、近辺だと国立でも「廃案にするように」との意見書が採択されているので、東村山もそういう方向に持って行って欲しいが、市長のお考えを。宣言しても法的効力はなく、一般市民への影響力というか効果しかないが、できたら議会で廃案宣言を採択していただければと願っている。それと日本は国際法で個別的自衛権は認められているが、集団的自衛権というのは今の日本の憲法に違反することだと思う。戦争には巻き込まれたくないし、自分の孫たちも戦争には行かせたくない。戦争というのは殺し合いだからどちらも傷つく。戦争はやめていただきたい。

### ◎ 市長回答 ◎

国政に関わる事なので地方自治体の行政の長としてどこまでお答えできるかわかりませんが、私の考え方について述べさせていただきたいと思います。

特定秘密保護法につきましては、国民的に賛否両論かなり激しい議論があったことは承知しておりますし、秘密とされる範囲がどの程度のものなのか。それによって、もしそれを漏えいすると処罰が一般国民にも及ぶのではないかという危惧がされて、かなり大きな議論になったことは記憶に新しいところでございます。ただ、私の認識では国家の安全保障に関わるような重要機密について国家公務員が意図的に漏えいするのを防止する法案というふうに認識いたしております。国から市町村に伝達される情報については、全て特定秘密保護法の対象外という状況だというふうに伺っておりますので、基本的には我々が特定秘密保護法に縛られることはないというふうに考えているところでございます。ただ、災害時あるいは他国からの武力行使等、万が一の事態に市民の皆さんの安全に関わる部分で国が情報を出さないというようなことがあれば、市民の皆さんの安全を確保する重要な情報については自治体の長として早期に国から提供いただくように求めていきたいなというふうに考えている次第であります。

特定秘密保護法の廃止に関わる意見書の提出権というのは、法律で地方議会に認められている権限になります。これについては首長のほうから「意見書を出して欲しい」とか「出さないで欲しい」という権限がありませんので、そういうご意見があったということは議会のほうにはお伝えさせていただきたいと思いますが、ぜひ市民の皆さんから議員の皆さんに直接「特定秘密保護法については不安があるし、内容もよくわからないので廃止にする意見書を出していただきたい」という働きかけをしていただくのが常道ではないかなというふうに思います。最終的には議会は議会として国に対して意見書を出すか出さないかは独自にご判断をされるものというふうに考えている次第であります。首長と議会というのは同等・対等な関係にありまして、一方は執行機関で一方は立法機関ということで、執行機関のほうから議会に対してお願いするとなれば議案として提出してお願いする以上のことはできないということをご理解いただければと考えています。

それから集団的自衛権の問題は今まさに国で議論されていることで、これまで我が国は国際法上認められている個別的自衛権については憲法の範囲内で行使するというので自衛隊等の存立を認めてきた経過がございます。集団的自衛権についても基本的には国際法上に認められた自衛権の1つというふうに言われておりますので、今日の我が国の国際情勢の中で国民的議論を深めていく必要があるのではないかなと考えているところであります。いずれにしても日本の平和・独立、そして国民の皆さんの安全に深く関わる問題でございますので、国会のみならず国民的な議論を進めて最終的な判断をするべき問題ではないかなと考えている次第であります。

## ◆相談事に対する市の対応について

(萩山町 Tさん)

市で行われている消費者相談とか人権相談とか行政相談等の窓口は聞いてはくれるが、そのあとの返事が何もないというのはどういうことか。相談というのはただ聞くだけなのか。

### ◎ 市長回答 ◎

相談については基本的に各相談員が受けてお答えできる範囲でお答えして、窓口のつなぎをさせていただくケースが主であります。人権相談の場合は人権侵害があったということでご相談いただければ人権擁護委員会の方がお話を聞き、調査して法務局の指導の下、何らかの是正・改善する取組みをしていただいていると認識しております。消費相談の場合は被害に遭われた場合、なかなか有効な手立てが講じられませんが、法的に解決できるような問題については対応やアドバイスしているところだと思います。行政相談については国の機関なのですが相談を受ければ総務省に報告して、その指導の下に改善をお願いするということがあるというふうに考えていますが、基本的には国の行政機関に対しての改善ということになりますので、そういう意味では相談して明確な回答がすぐに得られにくいケースもあるのかなというふうには考えています。

聞きっぱなしで何も対応しないということはないのではないかなと思います。また、その時に回答ができなくても基本的には市の行っている相談、あるいは国の制度として行っている人権や行政相談についてもその場で答えできないものについては後日、回答しているというふうに理解いたしております。もし、そこに課題があれば持ち帰らせていただいて、今日こういう話をいただいたのでこれまでの相談事例とそれに対する回答や対応策がどのように取り組まれてきているのか調査させていただいて、相談の機能が十分に果たせていないところについては改善に努めていくようにしていきたいと思っております。

聞きっぱなしでは何の意味もないと思う。

(萩山町 Tさん)

### ◎ 市長回答 ◎

Tさんが「聞きっぱなしだ」という具体的な事例を挙げただけであれば、そこについてどうだったのか確認して改善すべきことがあれば改善するようにします。一般論として言えば、今、申し上げたようなかたちで市としては相談業務に取り組ませていただいていると考えています。

### ◎ 市民相談・交流課より ◎

人権相談は、法務省が実施する相談ですので、ご相談いただいた内容については、相談員から報告し、必要だと判断されれば、国の担当者から直接ご連絡を差し上げ、事実確認等の後、どのように判

断したかの連絡がまいります。

行政相談については、総務省が実施しておりますので、ご相談内容は総務省へ報告されます。回答は、相談員宛になりますので、それを相談者にお伝えするという流れになります。いずれの場合も、国が調査してからということになりますので、お時間をいただくこととなりますことをご理解いただきたいと存じます。消費その他の相談については、解決に向けた助言を差し上げ、必要に応じて、関係機関をご紹介する等の対応をさせていただいております。

---

---

## ～みんなでつくる安全・安心とうるおいを実感できるまち～ について

---

---

### ◆落ち葉たい肥の生産自粛について

(恩多町 1さん)

市内で農業をやっている人から聞いた話だが、3.11までは落ち葉を肥料に使っていたそうだが、原発事故以降は東京都から「落ち葉は固めると放射線量が高くなるので肥料に使ってはいけない」と指導され、ずっと使えずにいると聞いた。本当なのか。もしそうであるなら放射能で汚染されているその落ち葉はどこに行くのかということがずっと気になっている。

#### ◎ 市長回答 ◎

2011年3月11日の東日本大震災で福島原子力発電所がああいうかたちになりまして、その後、東村山市を含めて東京でも放射能の問題についてはかなり問題になってまいりまして、市としては学校や公園等の公共施設については放射線量の測定を今、行っておりまして、基本的には市内では人体に及ぼす状況にはないというふうに判断させていただいております。その測定結果については市のホームページ上に全て公表されておりますので、ご関心があればそちらをご参考にしていただければと思っております。

たい肥の問題についてはおっしゃられるように原発事故以降、東京都から基本的には落ち葉をたい肥に使うことによってより濃縮される危険性があることからそれを使用することについては自粛を求められています。それから、移動することについても域外に放射性物質を出してしまう可能性があることから基本的には東京都から「その敷地内に留めるように」という指導を受けておりまして、そういう意味では市内の農業者の方は大変ご苦労されておられるのが現状でございます。

ただ、市内で生産される農作物についてはJAさんのほうで自主的に放射能の測定を行ったり、全食材の検査ではありませんが東京都の調査を受けたりして、東村山市内で生産されている農作物から測定器で読み取れる範囲内の放射性物質の検出は基本的にありません。全て“ND”という不検出と言われる範囲内に留まっておりますので、恐らく10ベクレル未満ということをご理解いただけて結構だろうと思っております。従いまして市長としては、東村山市内で生産される農作物が危険ということはありませんので、そこは安心して召し上がっていただいて大丈夫だというふうに考えているところです。

落ち葉についてはたい肥として使わないということで、基本的にはそのまま腐らせて土壌に還っているのだろうというふうに思っているところで、私どもも具体的に最終的にどのように処理されているのかということについては把握しておりません。恐らくそれぞれの農家が自分の敷地内に積み置か

れてそのまま土に還るといふかたちを取られているものというふうに認識いたしております。

都が「落ち葉を使わないように」という指導をしているのは、人体に危険があるのではないかということではあるのか。その危険だと言われている落ち葉がそのままあるということなのか。  
(恩多町 1さん)

◎ 市長回答 ◎

基本的には区域外への持ち出しは認められないということなので、その敷地内で落ち葉の処理していただくということになっています。従って、どこか違うところに持って行くということについては認められていません。ただ、落ち葉そのものも震災直後はこの辺も確かにセシウム等が検出されましたけれども、現状では市内の公園等の線量値からみてそれほど危険な範囲ではないのではないかとはいえます。ただ、東京都がいつまで落ち葉の移動を認めない、あるいはたい肥としての使用を認めないのかということについては私のほうも情報を持ち合わせていないので、そこは東京都の動向を確認しながら適切に対応したいというふうに思っております。

## ◆生ごみ処理機購入費の補助金復活を

(栄町 Hさん)

市長への手紙を出して回答があったが、私たちが意図しているお願いではなく、上文に締め付けられたような回答が返ってきた。「市長からこういう命令があったので書いた。従ってこれは市長の言い分だ」という回答で不満に思い、担当者と呼んだら「3月31日で異動なのでこれ以上は回答できない」と冷たくあしらわれた。市長への手紙は80通～100通くるといふ話で、個人名で所管に出すと正規の返答が返ってこないという話を聞いたのでサークル名で市長への手紙として出した。腑に落ちないのは、我々の出した提案が「平成21年度の政策で終わっている」という話。そうではなく我々は新しく考えて欲しい。内容について市長はもうご存知かと思うので、正式な回答を。

◎ 市長回答 ◎

Hさんがおっしゃっておられるのは恐らく生ごみ処理機の補助金の復活ということだと思います。

そう。  
(栄町 Hさん)

◎ 市長回答 ◎

ごみの減量という観点から生ごみ処理機を普及させる目的で、市としても一定期間、電気で分解する機械について補助金を交付して市民の皆さんに活用していただくべく普及を図ってまいりました。私の個人的な意見ではありますが、震災以降、環境全体のことを考えると電気を使う処理機についてはいかがなものかということもあって、当初から所管のほうで期間を定めて一定程度何台かの普及を図るという目標がありまして、そこに達したので補助制度はやめることになったところがあります。ただ、生ごみ処理機がごみ減量の全てではございませんので、生ごみを簡易的にたい肥化する取組みは今後も継続させていただくということでコンポストについては引続き処理の補助制度を設けさせていただいていますし、事業所の関係でしばらくできていなかった生ごみの集団回収も今年度中には復活させていただいて、トータルとして生ごみの秋水園への持込みを減らしてたい肥として資源化するという方向については今後も継続して運用していくということについてはご理解をいただきたいと思っております。

◎ ごみ減量推進課より ◎

市長への手紙で「電動生ごみ処理機の普及」についてご提言いただき、それに対し回答をさせていただきましたとおり、目標の500台を達成したこと、また臭気の問題や電気代がかかること、そして多くのご家庭において乾燥した堆肥を燃やせるごみとして排出していたこと等の実状から平成21年度で補助制度を終了させていただきました。

市長の回答にございましたとおり、堆肥化容器及びコンポスト容器の補助や今後再開する生ごみ集団回収を通して資源化を進めていく考えでございます。

---

---

～みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち～ について

---

---

◆東村山市で手話言語条例の制定を

(恩多町 Mさん)

(手話通訳を介してご発言) 私は耳が聞こえない。手話言語法という法案についてお聞きしたい。2006年国連の障害者権利条約の中に「手話は言語である」と打ち出された。しかし、日本政府は国内法の整備をしなければならず、まだ批准はしなかった。2011年に障害者基本法が改正になり、「手話は言語である」という文言が入り、昨年ようやく国のほうで批准が認められた。それに併せて全日本ろうあ連盟で「手話言語法という法律を国で定めてほしい」という運動を始めた。昨年6月に石川県白山市で「手話言語法を国でつくってほしい」というお願いを議会で採択した。そして6月からまだ1年経っていないけれども全国各地で170の道府県や市町村の議会で同じような議案が採択された。東村山市は、まだそういう状況になっていない。今後「国で手話言語法を制定してほしい」という意見書を議会で採択してもらえないか。

それと、手話講習会に市から支援をいただき感謝しているが、受講生の減少に頭を悩ませている。もし手話言語条例というのを市でつくってもらえるのならば手話の普及も広がるのではないかと期待している。東村山市の中で『手話言語条例』というのをつくる考えはあるか。今後の見通しについてお伺いしたい。

◎ 市長回答 ◎

ありがとうございます。78回目にして手話でご質問いただいたのは初めてです。以前、Mさんには簡単な手話を教えていただいたこともありまして、ありがとうございます。

2点ご質問をいただきました。まずは手話言語法の制定を国に求める意見書を議会で採択ということについては、意見書の採択というのはあくまでも議会の権能として行うことなので、法的には私が「意見書を採択しなさい」とか「意見書を採択するな」という立場にはありませんので、お話をいただいたことは議会にはお伝えしたいと思います。ただ、議会に制定を求めるといことであれば議員さんを通じて「こういう意見書を国に出して欲しい」ということを請願なり陳情なりで議会にお出しになるのがよろしいのではないかとこのように思います。

それから手話の講習会をおやりになっていただいて、受講生が減少しているというお話で、そこは私どももある種の危機感を持っているところであります。言語法と同じようなかたちですぐに条例化するかどうかは別としても、聴覚障害の方にとって手話は明確に言語であるということは私どもも認

識しているつもりでございます。少しずつではありますが、今後も手話の普及・促進が進むように取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。今日も手話通訳者の方にご協力いただこうやってコミュニケーションがとれるようになっていきますので、手話のできる方が増えるということは非常に大事なというふうに思っております。議会も事前に手話通訳者の方を用意して欲しいという申し入れがあれば、例えば請願を出されてそれが審議される際には恐らく議会のほうで手話通訳の方をお願いして傍聴できる体制をとってくださるというふうに思っております。

◎ 障害支援課より ◎

手話講習会の受講者の減少については、障害当事者や登録手話通訳者の意見をお聞きしながら、今後、効果的な広報等の実施について、定期的な話し合いの場を設け、検討してまいります。

## ◆障害者スポーツ支援の充実を

(萩山町 Sさん)

重複障害で身体障害1種1級。昨年から股関節が痛んで検査したら「水中ウォーキングがいい」と言われスポーツセンターのプール利用について相談したら「どうぞ」ということで講習に参加した。「水に慣れるまではコーチを一人専属で付ける」と言われて2回付けてもらったが、2回目の時に「4月から制度が変わってコーチが一人しかいなくなって面倒が見られなくなるので、ガイドヘルパーを付けて入って欲しい」と言われた。ガイドヘルパーが水に入っているかどうかはわからなかったし、講習代も1回500円かかる。プールに入るのも普通だと400円かかるので、1回900円かかる。私は講習料500円と200円で入れるが、「それができなければやめて欲しい」というようなことを暗に言われた。1回1700円～1800円かかって、月4回だとかなりの金額になるし、せっかくいいコーチだったのでいずれ週2回にしたいと思っていたが辞めざるを得なくなったので、退会して今、国立のプールに行っている。視覚障害者の相談員がプールに電話したら「それは条例で決まっていることだ」と言われたそうだが、どこの市も障害者の場合、多少の割引があるが東村山市はどうなっているのか。条例で決まっているという話だが、ちょっと腑に落ちない。今後、障害者のためにもっと門を開いて欲しいと思う。

◎ 市長回答 ◎

ちょっと私も事情が詳しくわからないのでどういう対応だったのか確認させていただきたいと思いますが、スポーツセンターの水中ウォーキングの講座に参加されておられて、結果として継続できなかったということで大変申し訳なく思います。

利用料金の算定等については、心身障害者の方に一定のご配慮をさせていただいておりますが、ガイドヘルパーさんのように介助・介護される方についての割引等は当市のスポーツセンターの条例にはないのだろうと思います。そこはちょっと調べさせていただいて改善する必要があるかと思えますし、講座自体、制度が変わってコーチの数が減ってしまったので対応が取れませんということについては確認を取らせていただきたいと思いますと考えております。原則、障害の有無に関わらず、希望される市民の方が受けられるというのが建前になっているはずですので、障害者の方についても気軽にご参加いただけるような仕組みがどうかたちで取れるのか、そこは検討する必要があるかなというふうに思います。昨年、東京で54年ぶりの国民体育大会と併せて全国障害者スポーツ大会が開催されま

した。また、2020年にはオリンピックとパラリンピックが東京で開催されるということで、障害者の方が社会参加の1つとしてスポーツをやれる環境をつくるというのはいろいろ改善しなければならない点はあるのですが、やれる方向に持っていくということは自治体としてもこれから取り組まなければならない課題かなというふうに受け止めているところでございます。Sさんの事例は「やめて欲しい」とは言わないけれど、暗にやめて欲しいような口ぶりを言ったところがどういう対応だったのか確認を取らせていただきたいと思います。

私自身はそんなに危ないとは思わなくて一人でも大丈夫だと思っているが、コーチの方が「一人では危ない」と言ったので暗にやめて欲しいんだなと受け止めてやめた。3月から行っていたので4月から制度が変わるということは前々からわかっていたことだと思う。

(萩山町 Sさん)

◎ 市長回答 ◎

スポーツセンターは市が直接、事業を行っているのではなくて、館の運営をお願いしている事業者にも様々な講座についてお願いしている経過があります。制度が変わったというのは市の都合なのか委託している業者の都合で変わったのか確認させていただかないと今の段階では明確なお答えができません。あとから「ガイドヘルパーを付けてください」というお話があったとすれば「障害のある方についてはガイドヘルパーを付けてください」ということを当初から募集の中に謳わないといけなかったのではないかなと感じます。指定管理者が行う事業といってもそれは市がお願いしてやっていた事業ですから確認を取らせていただいて、今後、障害のある方が参加する場合にどういう配慮なり、お願いをしていかなければならないのか明確にした上で受け入れさせていただきたいと思えます。その時に、例えばガイドヘルパーさんの料金はどうするのか、ということについて検討させていただいて、できるだけ障害のある方も参加しやすい状況・環境になるように取り組んでいきたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

この件で欠点なのは、障害者に対するスポーツ指導員が一人も入っていないこと。

(萩山町 Tさん)

◎ 市長回答 ◎

障害者に対するスポーツ指導員がないというのはまさにご指摘のとおりで、自治体としても障害者スポーツということについてこれから踏み込んで取り組む必要性は感じています。どのように進めていくかはもう少し時間をいただきながら改善できるところから改善させていただきたいと思っています。

◎ 市民スポーツ課より ◎

スポーツセンターを管理・運営している指定管理者に確認したところ、障害者や高齢者等、お一人での施設利用が困難と思われる方に対しては、サービスの一環としてスタッフが施設の案内等をしておりますが、特別に施設管理者側で視覚障害者専門のコーチを用意し、マンツーマンで指導するという事ではなく、まずは常駐スタッフから現状の施設について説明し、理解していただくことと、障害の度合いの把握と利用者の安全を確保する事を目的にサポートをしております。その際に、利用者がお一人で施設を安全且つスムーズに利用できないと判断した場合は、補助していただける方を利用者側でご用意していただくようお願いしております。

今回、Sさんには2回体験していただきましたが、プールという特殊な施設である中、プールの水



深が深く、お一人での安全な利用は困難であると判断し、4月からは補助員をSさんのほうでご用意いただくようお願いさせていただいたものです。しかし、先に述べたような説明がSさんにうまく伝わらなかった事、また、施設体験前や体験期間中に会話の中でSさんの意図を把握しきれず、不本意な結果となってしまった事に関してはお詫び申し上げます。

今後、障害手帳を持っていらっしゃる方が補助員と一緒に利用する場合の補助員に対する特別な利用料金設定の可能性の検討や、今年度の企画教室として障害者専用の教室ができないかも検討しており、だれもが安心して利用できるよう、各方面との調整を行い、施設運営に取り組んでいきたいと考えております。

## ◆集合住宅における近隣トラブルの解決を

(本町 Aさん)

都営住宅に住んでいて、後から入ってきた人が先に入っていた人の植木をどんどん抜いてしまったり、鉢植えをどかしたりして皆嫌がっているので、棟の責任者に「人のものに手を付けないように話して」と言ったら「それはできない」と言われた。ワーデンにも「話して」と言ったら「言えない」と言われ、仕方がないので市役所に相談したら「東村山の建物ではなく都の建物なので都に言って」と言われた。それで都に相談したら「東村山に建っているのだからそういうことは東村山で解決しろ」と言われた。どっちに言えばいいのか。ごみ置き場の角にあったススキも根っこから抜いたりやりたい放題なので「注意したら」と言っても皆「言えない」と言う。入居する時に「人に迷惑をかけるような人はどんどん出てもらう」「都営に入ったらみんな仲良くやるように」と都から言われた。未だにごたごたしている。

### ◎ 市長回答 ◎

恐らくお話を聞いていますとAさんのお住まいは都営住宅の高齢者の方々専用の棟にお住まいで、もしかすると居住者同士で何らかのトラブルというか問題がおありになるということだと思います。

基本的には近隣トラブルなので非常に難しい話だなというふうに思います。人のものを勝手に棄損するということになると、あまりにも状況が酷いということであれば犯罪行為に見なされないとも限らないので、そうなるとう度は警察の範疇なのかなというふうに思います。

私の立場から申し上げますと、東京都が設置した高齢者アパートでありまして、しかもワーデンさんがいらっしゃるわけですから、居住者間のトラブルについては一義的にはワーデンさんを通じて管理されている東京都が責任を負うべきかなというふうに思います。ただ、東京都がなかなか重い腰をあげないということであれば今、お話を聞かせていただいて、個人的な課題もかなりおありのようなのでどこまで市も介入できるかわかりませんが、市としても高齢者アパートのワーデンさん等にも状況を聞いて把握したうえでトラブルを起こしている方に対して居住させている側の責任としてきちんと適切な対応をするように是正を求めるなりお願いすべきことがあれば市のほうから都にお願いさせていただきたいと考えております。

それは間違っているのではないか。その土地に植えること自体が間違っている。原因をつくったのは植えた人。  
(萩山町 Tさん)

### ◎ 市長回答 ◎

状況をきちんと把握させていただかないと今の段階でいいとか悪いとかということはないのですが、

市としても東京都の建物だから一切関知しませんということではなくて、客観的にということになると管理されているワーデンさんが一番状況をご存じだと思うので、市からワーデンさんを通じて状況把握に努めさせていただきたいと思います。あまり酷い近隣トラブルというのはやはりよろしくないもので、管理されている都側で解決を図るようお願いしたいと思います。

植えたのが悪いのか、引っこ抜いたのが悪いのか、そういう話ばかりしていてもあまり建設的ではないかと。ご高齢の方々が1つの集合住宅にお住まいになりますので、やはり、市がかつて借り上げで高齢者の市営住宅をやらせていただいた時も居住者同士のトラブルというのが結構あって、率直に申し上げて担当の課は苦勞していた経験もないわけではありません。そこで、市としてどこまで介入できるかはわかりませんが、今日お話を伺ったので、先ほど申し上げたような対応を取らせていただきたいなと思います。

◎ 高齢介護課より ◎

本件につきましては、ワーデンの方に状況をお伺いさせていただきました。所管といたしましては、市長が回答されているとおり最終的には施設を管理されている東京都で解決を図る問題であると考えております。

しかしながら、共用部分の利用等につきましては、長年のルールやそこにお住いの方々の自治を尊重する側面もあることから、管理者が一義的に解決するよりもその場所をご利用されている自治会や近隣の皆さままでご解決を図ることが最良である場合も多くございます。

市といたしましては、今後の状況を把握しながらも自治会や近隣の皆さま方で解決を図られることをお願いしたいと考えております。

<生活協力員（ワーデン）の役割>

担当するシルバーピアに住む高齢者の安否確認、緊急時の対応及び生活援助等を担っていただいております。

◆障害者に対する移動支援制度の更なる充実を

（青葉町 Sさん）

知的障害や発達障害と言われる障害者あるいは障害児の移動支援というのが、東村山の場合は成人で月8時間支給されている状況だと思う。小・中学生だと月4時間だが、近隣他市に比べて半分以下あるいは3分の1くらいでとても少ない。他市ができていのに東村山市がそれしか支給できないのはなぜか。これは増やせないのか。

◎ 市長回答 ◎

ご指摘いただきました障害者の移動支援事業については、ご質問の小中学生の支給時間については今、手元に資料がないのですが、4時間よりは多かったのではないかなというふうに思っていますが、当市は周辺市に比べると少ないというのは議会でも度々ご指摘をいただいて、私どもとしても課題であると認識しているところであります。

なぜできないのかというと端的に言うと全体の予算の関係の中で現状の水準に留まっているということです。ただ、子どもについてはかつて16歳未満には全く支給がなかったのですが、数年前から

時間をとらせていただき、尚且つ「まだ少なすぎる」ということで若干拡大をさせていただいているところでございます。今後、障害者が社会参加をするうえで移動支援というのは重要なファクターとなります。全体の財政状況等も勘案しながら必要な方に必要なサービスを提供していくというのが東村山市の障害支援行政の原則になっておりますので、障害のある方の社会参加の機会が増えて、どんどん広がっていく状況を踏まえながら検討させていただきたいと思っているところでございます。

ただ、障害種別にもよるのですが、逆に移動支援をされる方の確保が難しくなっている事例もありますので、そこの兼ね合いも検討していく必要があるかと。時間枠が増えても実際にはヘルパーさんの確保ができない状況もあると聞いておりますので、うまく兼ね合いを考えながら進めていく必要があるのかなと考えているところでございます。

#### ◎ 障害支援課より ◎

小中学生については、平成25年4月より3ヶ月間で12時間から24時間（1ヶ月当たり8時間）へと基準時間の拡充をさせていただいたところです。

引き続き、限られた予算の中でどのように適正に配分していくか、また、放課後等デイサービス事業との役割分担を含めて、検証してまいります。

---

---

### ～みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち～ について

---

---

#### ◆貧困家庭の教育支援について

（小平市 Mさん）

東村山市の経済的な事情で塾や習い事にいけず、一人で過ごすことが多い傾向にあるお子さん向けになるべく低料金の補習塾をつくりたいと考えていて、今、勉強を始めたところ。その立場から市長さんに2点質問したい。

1点は『子どもの貧困対策法』それから『生活困窮者自立支援法』がつくられた背景に貧困の連鎖というのが要因としてあると思う。お金を援助する以外に具体的にそれを防止したりそういう立場にある家庭のお子さんに有効な解決策を、具体的にいいと思うものを挙げて欲しい。

もう1点は、私は東村山市を少しずつ歩き始めているがまだ全然知らない。市長という立場から今、持っている子どもの問題意識というか早急に取り組まなければいけない問題点というのはどういうものがあるのか教えていただきたい。

#### ◎ 市長回答 ◎

子どもの貧困の問題については国でも法律ができていのように我が国全体の深刻な問題というふうを受け止めているところでございます。この問題は議会でも度々取り上げられて、いろいろな議員さんが個別具体的に子どもの経済的理由によって学習機会が奪われてしまったり、あるいは生活習慣がきちんと身につかない等の事例についてご提言・ご指摘をいただくこともしばしばあります。私どももその辺については日常的に業務を推進しているうえで教育分野だけではなくて例えば、虐待の問題であるとか非行の問題である等、そういった部分で保護者の方の経済的な状況によって子どもにいろいろな影響が出ているということについては深刻に受け止めているところでございます。個別具体的に

な事例については、いわゆる虐待等は子ども家庭支援センター、それから一定の非行等については東京都の児童相談所等と連携を取りながら対応させていただいています。

それから、一定の経済的な対応としては就学援助（教育費援助制度）というようなことをやったり、いろいろな補助制度等を設けさせていただいています。

今日のご質問はその他にということなのですが、東村山市は貧困対策として始めたわけではないのですが、子どもたちの基礎学力の向上ということで数年前に中学校を対象に土曜スクールというのをやらせていただいて、最終的にはこれを全校に展開するということを考えて始めたのですが、学習のつまずきについていうと中学時点では遅くて、「もう少し早く対応を取るべきだ」というのが現場の先生方のご意見でございまして、土曜スクールについてはいったんやめさせていただいて、小学生の一番つまずきの多い算数についてどこでつまずいているのかということ現場の先生方からいろいろ出していただいて、東村山市独自の『算数ドリル』のまずは【計算編】というのを作成させていただきました。25年度より、各小学校でこのドリルを活用しながら繰り返し勉強することで、親御さんの経済状況の如何に関わらず、つまずかないで小学校で身につけなければならない計算については身につけて中学に進んでもらうというようなことで、今、学習意欲を継続させるという努力をしています。その第2弾として今年度は【図形編】というのを作成する取組みをしています。保護者の方の経済状況・家庭環境の如何に関わらず、学ぶ喜びや学ぶ楽しさ、あるいは学んだことがきちんと達成される。そういうことを段階的に進めることによって、小学生にも学習の習慣を身につけさせることがひいては東村山全体の学力向上につながるということで、今、東村山市では教育委員会を中心にそういう取組みをやらせていただいています。このドリルがかなり好評で結構マスコミにも取り上げられて、この間NHKの番組でも取り上げられました。その他、全国からも結構問合せがあって、ドリルを無償でデータとしてご提供させていただいているというような状況がございます。

その他、子どもたちの環境で重要なことについてですが、全て重要と言えば重要なのですが、実は、東村山市は残念ながら全国的には減少傾向と言われている不登校がなかなか減っていない状況がございます。特に中学校の不登校生徒については他市に比べると多い状況があって、どういうことが起因しているのか。学校現場では校長先生以下、先生方に非常に努力いただいているのですが、家庭環境やクラスでの友人関係等様々な状況があったり、特に困り感のあるお子さんがどうしてもクラスの中で良好な友人関係が築けなくて不登校化してしまうケースもあると言われていています。その辺をどう是正していくかということが今後の大きな課題で、継続して学習して高等教育を受けて、その先はそれぞれの子どもの人生の考え方になると思うのですが、やはりしっかり教育を受け、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身につけて、社会で生き抜く力を東村山の中で築いていければ少しでも貧困の連鎖等は解消・是正はできるのかなと考えて取り組ませていただいているところでございます。

#### ◎ 指導室より ◎

学校では、授業終了後（放課後）に必要な応じて補習指導を行ったり、長期休業中に補習教室を実施して該当する児童・生徒への補習指導を行っております。

また、平成22年度から平成24年度まで土曜スクールを実施したり、平成24年度から作成している「東村山市版算数基礎ドリル」を授業で活用したりするなどして、子供たちの学習のつまずき修復に努めております。

## 【 お ま け 】

司会をお務めいただいたKさんが、市内の幼児施設に通うお子さんよりご質問を預かってきました。

### ◆「ひがっしー」の数え方について

(5歳の男の子)

「ひがっしー」はどうやって数えるのですか？『一人、二人』なのですか？『一匹、二匹』なのですか？

◎ 市長回答 ◎

え〜っと・・・、考えてもみなかったのでお答えできないというか・・・。

「ひがっしー」は一人しかいませんので、唯一無二の「ひがっしー」だけなので、数えられないんじゃないかなというふうに思っています。もしかしたら今後、兄弟・姉妹、あるいはちょっと性別は不明ですが配偶者ができるかもしれませんし、その時はどう数えるか考えたいと思います。



### 【市長まとめ】

私のお答えが長くてまだご質問されたいという方もいらっしゃるかと思いますが、一応、お時間ということなのでここで締めさせていただきます。

今日は障害の関係で特に当事者の方からいろいろご意見をいただくことができ私も大変勉強になったところでありますし、情報の問題や国政の問題、それから放射能の問題、教育の問題等、様々なご意見をいただいたところでございます。回答としては現時点でお答えし得る内容でご納得いただけたかどうかはわかりませんが、今日いただいたご意見は役所に持ち帰らせていただけて精査しながらよりよい市政運営に資するように参考とさせていただければというふうに思っております。

冒頭申し上げたように、今年は東村山市が市制を施行してちょうど50周年という大きな節目です。なかなか厳しい状況もありますが、これまでの歴史を振り返りつつ少しでも希望を持って一步を踏み出せるような年にしてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き市民の皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。最後に司会をお務めいただいたKさんに感謝申し上げます。あと手話通訳の方にも感謝を申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。今日は誠にありがとうございました。

市民と市長の対話集会  
第78回  
タウンミーティング記録集

発行 平成26年6月  
東村山市役所市民部市民協働課  
東京都東村山市本町1丁目2番地3  
TEL 042(393)5111  
内線 2564・2565